

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊鯖江駐屯地
第336会計隊鯖江派遣隊長 中山 惇太

下記のとおり一般競争入札を実施する。「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上、参加すること。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : (使用済) 大型セミトレーラ
- (2) 規 格 : 仕様書のとおり
- (3) 引き渡し(搬出)場所
福井県鯖江市吉江町4-1 陸上自衛隊 鯖江駐屯地
- (4) 引き渡し(搬出)期限
令和8年11月16日(金)
なお、代金納付の日から5日以内とする。
また、契約締結後、書類審査として2週間程度を要するため、引取(搬出)日の決定は官側からの通知後となることを了承すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、東海・北陸地域の「物品の買受け」C等級以上を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第336会計隊鯖江派遣隊で令和7年12月11日(木)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりメール又はFAXでも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:30~16:30)
- (2) 入札参加希望者は、「競争参加資格審査結果通知書の写し」、「引取業登録通知書の写し」及び「参加申込票」を提出すること。(FAX可)

4 入札(現場)説明会

- (1) 現場確認可能日 鯖江: 令和8年9月2日(水)~令和8年9月15日(火)の間
- (2) 入札(現場)説明会に参加しない者は、現場現物の未確認による紛争防止のため、当該事項に起因する苦情の申立てを行わないことを同意の上、競争入札に参加すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 : 陸上自衛隊鯖江駐屯地 第336会計隊鯖江派遣隊商議室
- (2) 入札日時 : 令和8年9月16日(水) 13時45分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式： 総品目総額
- (2) 予定価格の範囲以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用及び必要となる法令上の各種手続きは、買受人の負担とする。

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した(同意しない)者のした入札

9 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。なお、標準契約書の「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を適用し契約書に付す。

10 引渡車両の解体・処分要領

解体場所は、契約相手方又は委託する下請負解体業者が所在する場所とし、引渡車両の解体・処分にあって官側の現地確認は実施しない。

11 その他

- (1) 郵便入札は、令和8年9月16日(水)13時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札になった場合は、別途連絡する。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第336会計隊鯖江派遣隊で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 引取(搬出)時期は、平日08時30分から16時30分までとする。(土曜・日曜・祝日を除く。)
- (6) 売払物品は現状引渡しであり、契約締結後、防衛省は当該物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人が当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見した場合でも契約代金の減免、損害賠償の請求、契約の解除等は実施できない。
- (7) 当該売払車両部品(外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン・ボデーなどの外装部品及びフレームを除く。)を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (8) 市場価格調査は、令和8年9月11日(金)17時00分までに提出を依頼。
- (9) 問い合わせ先

〒916-0001 福井県鯖江市吉江町4-1 陸上自衛隊 鯖江駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項
第336会計隊鯖江派遣隊 中山
TEL: 0778-51-4675 (内線345)
FAX: 同上

メール: TEL、FAXで依頼された場合に通知

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項
陸上自衛隊鯖江駐屯地管理隊補給班 畑(はた)
TEL: 0778-51-4675 (内線231)

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破碎及び売払いにおける解体証明書又は破碎証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破碎を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破碎のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破碎を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	GLT-CG-Z000001 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後15日以内	図2による。
5	破碎証明書 ^{d)}				図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破碎の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破碎を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破碎の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体作業内容

4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

5	大型セミトレーラ
---	----------

該当号機 (型式)	東急 TL250		

準用号機 (型式)			

材 質 別 重 量 の 基 準 値	区分		平均値 (kg)	百分率 (%)	区分		平均値 (kg)	百分率 (%)
	構成				構成			
	鋳物(故銑上)		172	2.13	鉛(電池、鉛)			
	鉄	特 級	6,686	82.51	そ の 他	ア ル ミ 合 金	2	0.03
		1 級	204	2.51		丹 ニ ュ ー	0	0.00
		2 級	148	1.83		ゴ ム	361	4.46
		級 外	5	0.06				
	銅	並	8	0.09	他			
		下						
	黄 銅	雑	2	0.03	無 価 値 品		515	6.35
		ラ ジ エ ー タ			計		8,104	100.00
	青 銅 (並)		0	0.00	備 考		ゴムの内訳はタイヤ、チューブ、フラップの重量である。	

*無価値品には床板が含まれる。

1t当たりの標準 解体工数	1 t 当 た り の 使 用 材 料	
	アセチレン	酸素
6 人 時	0.7kg	3.0m ³

調達要領指定書

	調達要求番号	要求番号 6 号
	調達要求年月日	令和 8 年 8 月 27 日
	作成部隊	第372施設中隊
	作成年月日	令和 8 年 8 月 27 日
品 名	使用済車両売払い	
仕 様 書 番 号	GV-Z001016	
指 定 事 項	1 売払物品 (使用済)大型セミトレーラ 1台 2 引渡場所 福井県鯖江市吉江町4-1 陸上自衛隊 鯖江駐屯地 3 書類の提出先 第336会計隊鯖江派遣隊長	

入 札 書

1 件 名：（使用済）大型セミトレーラ

2 金 額：¥

（消費税を含む）

3 内 訳

品 目	型 式	単位	数量	単価	金 額
（使用済）大型セミトレーラ	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
小 計					
消 費 税					
合 計					

4 引渡場所：陸上自衛隊鯖江駐屯地

5 引渡期限：令和8年11月6日（金）

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年9月16日

分任契約担当官

陸上自衛隊鯖江駐屯地

第336会計隊鯖江派遣隊長 中山 惇太 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

【鯖江駐屯地】 市場価格の調査について、令和8年9月11日（金）までに
メール又はFAXにて送付をお願いします。

市 価 調 査 書

1 件 名：（使用済）大型セミトレーラ

2 金 額：¥ (消費税を含む)

3 内 訳

品 目	型 式	単位	数量	単価	金 額
（使用済）大型セミトレーラ	別紙のとおり	UN	1		
	以下余白				
消 費 税					
合 計					

4 引渡場所：陸上自衛隊鯖江駐屯地

5 引渡期限：令和8年11月6日（金）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊鯖江駐屯地

第336会計隊鯖江派遣隊長 中山 惇太 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

【鯖江駐屯地】 市場価格の調査について、令和8年9月11日（金）までに
メール又はFAXにて送付をお願いします。

市場価格調査書

1 件 名：（使用済）大型セミトレーラ

2 金 額：（消費税を含む）

3 内 訳（有償の場合は△で記入）（金額単位：円）

区 分	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
屑価格	鋳物（故銑上）		kg	172.0		
	鉄	特 級	kg	6,686.0		
		1 級	kg	204.0		
		2 級	kg	148.0		
		級 外	kg	5.0		
	銅	並	kg	8.0		
		下	kg			
	黄 銅	雑	kg	2.0		
		ラジエータ	kg			
	青銅（並）		kg			
	鉛（電池、鉛）		kg			
	アルミ合金		kg	2.0		
	その他	丹ニュー	kg			
		ゴ ム	kg	361.0		
未価値品		kg	515.0			
引取費用	積降トラック等に 要する費用		式	1.0		
計						
消費税						
合 計						

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊鯖江駐屯地
第336会計隊鯖江派遣隊長 中山 惇太 殿

住 所
商 号又は名 称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
担当者電話番号

申込日年月日：_____.

参 加 申 込 票

注意事項等

- 1 入札参加を希望する場合は、本申込票に必要事項(太枠線内)を記入し下記の3の連絡先までFAX(メール)してください。また、参加を予定している入札の区分の欄に、チェックの表記をお願いします。
- 2 連絡先
第336会計隊鯖江派遣隊 担当：中山
TEL 0778-51-4675(内線：345)
FAX 0778-51-4675
メールアドレスは、TEL又はFAXで依頼された場合通知します。
- 3 入札関係書類等について
参加申込確認後、メールまたはFAXの方法にて送付致します。

公 開 日	令和8年9月1日		
件 名	(使用済) 大型セミトレーラ		
入 札 日 時	令和8年9月16日(水) 13時45分～		
入 札 場 所	陸上自衛隊鯖江駐屯地 第336会計隊鯖江派遣隊商議室		
会 社 名			
電 話 番 号			
F A X 番 号			
メールアドレス			
メールアドレス で資料を受領の 希望の有無			
担 当 者 名			
参 加 方 法 (該当する欄に ○をして下さい)	持 参	郵 便	入札当日参加